

第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本指針について

- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、1期3年とする介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。
- 基本指針では、第6期以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、2025年（平成35年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保**を目的とした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布（平成29年5月26日成立／6月2日公布）され、その中で、自立支援、介護予防、重度化防止、介護給付費の適正化等の施策及び目標を計画に記載することや、それらの達成状況等に関する調査・分析・評価・公表といったPDCAサイクルを回すことが求められている。

↓ 団塊の世代が 65 歳

計画期間	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期			第 5 期			第 6 期			第 7 期		
基準月額 保険料	4,200 円			4,550 円			3,800 円			3,700 円			3,917 円			4,983 円					

【参考】 第3期：団塊の世代が65歳に達する平成26年度を見据えた目標値を設定

第4期：中間的段階の位置づけ

第5期：地域包括ケアの実現のため、さらなる中長期的な目標を設定

第6期：団塊の世代が75歳になる2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準を推計

第6期計画から、介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置づけ

地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進

第7期南幌町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画 構成（案）

1 計画の基本理念

- 第6期計画の「**高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を送ることのできるまち**」を継承する。

2 計画の基本方針

- 第6期計画の基本方針を踏襲し、表現については、

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 介護給付等対象サービスの充実・強化 | (2) 在宅医療と介護連携の支援体制の推進 |
| (3) 介護予防の推進 | (4) 日常生活を支援する地域づくりの推進 |
| (5) 安心して生活できる住まいの確保 | (6) 認知症高齢者支援の推進 |

3 計画構成（案）及び体系図

- 別紙のとおり

★その他：地域包括ケアシステムの姿（南幌町の地域で支え合う暮らし）～別紙のとおり

★参考資料：南幌町の介護保険事業と地域支援事業と高齢者福祉施策の現状～別紙のとおり